

(目的)

第1条 この条例は、本市における地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、市の責務並びに生産者、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、市内農産物等の将来にわたる安全で安心な供給体制を構築し、もって本市産業の持続的な発展及び市民の健康的で豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 市内農産物等を市内で消費することをいう。
- (2) 農産物等 農産物、畜産物、林産物及び水産物をいう。
- (3) 市内農産物等 市内で生産若しくは水揚げをされた農産物等又は市内でこれらを加工したもの(菓子類を含む。)をいう。
- (4) 生産者 市内で農産物等の生産又は水揚げをする者をいう。
- (5) 事業者 市内で農産物等(その加工品を含む。)の流通若しくは販売、農産物等の加工品の製造又は飲食の提供を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 地産地消の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市、生産者、事業者及び市民が連携しながら、情報共有を通じて信頼関係を構築し、それぞれの立場を理解した上で、相互に協力すること。
- (2) 安全で安心な市内農産物等を市民に供給することができる体制づくりを行うこと。
- (3) 生産者、事業者及び市民の自発的な取組を尊重し、生きがいや喜びを感じることができるよう地域の活性化に資する取組を行うこと。
- (4) 市民の健康的で豊かな生活の維持向上に資する取組を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、生産者、事業者及び市民と連携しながら、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、市が設置する施設又は主催する催しにおいて、食の提供を行うときは、市内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。
- 3 市は、生産者及び事業者と連携して、安全で安心な市内農産物等の安定した供給を促進するため、適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、生産者及び事業者と連携し、地産地消の推進に関し、市民に広く普及啓発をするものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、市内農産物等が市民の健康的で豊かな生活を支えていることを自覚し、事業者及び市民が安心して使用できる農産物等の供給体制づくりに主体的に取り組むものとする。

- 2 生産者は、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力するとともに、事業者及び市民と連携して地産地消の推進に努めるものとする。
- 3 生産者は、事業者と相互に連携し、市民の需要に応じた農産物等の生産に計画的に取り組むとともに、その品質や安全に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力するとともに、生産者及び市民と連携して地産地消の推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、生産者及び事業者の取組を理解し、市内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

(食育との連携)

第8条 市は、地産地消の推進に関する施策の実施に当たっては、食育に関する施策との連携を図るものとする。

- 2 市民は、家庭及び地域において食育を推進することにより、食の大切さを理解し、健康的で豊かな食生活の維持向上に努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第9条 市、生産者、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び意思に配慮するものとする。

(施策の実施状況の公表)

第10条 市長は、地産地消の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度公表するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。